

基 勞 発 第 0 2 2 5 0 0 1 号
平 成 2 0 年 2 月 2 5 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部長
(公印省略)

労災補償業務の運営に当たって留意すべき事項について

平成20年度における労災補償業務の運営に当たっては、特に下記に示したところに留意の上、実効ある行政の展開に遺憾なきを期されたい。

記

第1 労災補償行政を推進するに当たっての基本的認識

石綿関連疾患に係る労働者災害補償保険法(以下「労災保険法」という。)に基づく保険給付の請求件数は、平成17年度に急増し、その後高止まりの状況にあり、平成18年3月に施行された「石綿による健康被害の救済に関する法律」(以下「石綿救済法」という。)に基づく特別遺族給付金についても、引き続き請求がなされている。

また、脳・心臓疾患や精神障害等の事実調査に多大な事務量を要する事案に係る保険給付の請求件数も依然として高い水準で増加し続けており、労災補償業務に要する事務量は増加している。

その一方、労災補償業務に携わる行政定員や行政経費に係る予算については、極めて厳しいものとなっている。

このような状況にあって、迅速・適正な労災補償を確実に実施していくには、実効性のある局業務実施計画や調査計画に基づき、基本的な事務処理を効率的に実施することが必要不可欠である。

とりわけ厳しい定員事情の下、行政が直面する諸課題に的確に取り組むためには、局・署の管理者のみならず、労災補償業務に携わる全職員が、効率性や実効性の観点から、常に問題意識を持って業務を遂行することが重要である。

また、局・署において、事務の簡素・合理化や効率化、重点化を指向した業務運営を強力に推進するとともに、業務執行体制等の見直しを積極的に進める必要がある。

第2 的確な局業務実施計画等の策定

1 実効性のある具体的な局業務実施計画の策定

各種の行政課題に的確に取り組むためには、①局・署の管内事情(労災請求事案及び未決事案の件数や内容、各種行政課題に対する従来取組実績、局・署の主体的能力等)を詳細に分析・検討し、業務ごとの優先順位を明確化した上で、②実効性のある具体的な局業務実施計画

(以下「実施計画」という。)を策定し、これに基づき計画的な業務運営に当たることが重要である。よって、以下に留意した実施計画を前年度末までに策定すること。

- (1) 実施計画の策定に当たっては、①行政課題ごとに、その現状や背景、問題点等を踏まえた実効ある計画として策定し、②当該計画に沿って業務を実施し、③業務の実施が計画に沿って行われているかを確認、評価して、④評価に基づき必要な見直しを行い、次の実施計画につなげるという、いわゆる「PDCAサイクル」による手法を取り入れることにより、常に精査を行いつつ取り組むこと。
- (2) 各署の労災請求事案及び未決事案の件数や内容等について把握し、分析・検討を行った上で、①調査計画書の作成手順、②署長による具体的な進行管理の手法、③局による指示、支援体制、④局署間の情報伝達・連携方法等を実施計画に明記すること。
- (3) 過去の地方労災補償業務監察(以下「地方監察」という。)及び中央労災補償業務監察(以下「中央監察」という。)における指摘事項が是正されているか、また、中央監察における他局に係る指摘事項と同種の問題が生じていないかを検証し、必要な改善を図るとともに、的確な業務運営が実施されている他局の事務処理方法等を積極的に取り入れ、問題点に対する効果的かつ具体的な事務処理方法等を盛り込むこと。
- (4) 管内事情や局・署の主体的能力等を十分に分析・検討し、行政課題の優先順位を明確にすること。重点化した優先順位の高い課題については、取組方法を具体的に盛り込む一方、優先順位の低い課題については、管内状況等を勘案の上、取組を簡素化しても差し支えないことを記載するなど、実効性を担保しためりはりの効いた計画とすること。
- (5) 実施計画については、労働基準部長、労災補償課長を始め労災管理調整官、労災補償監察官(以下「監察官」という。)等、局における労災補償業務を担当するすべての職員の共通認識に基づき策定する必要があることから、職員間の意思疎通を十分に図りつつ、綿密な検討を行うこと。

また、労災請求事案の処理状況や事務処理上の問題点等について、各署から意見を徴し、実施計画に反映させること。

2 管内事情を的確に反映した署業務実施計画の策定

署業務実施計画(以下「業務計画」という。)は、当該署における具体的な業務運営のために策定するものである。業務計画については、局による指導・調整の下、上記1と同様、「PDCAサイクル」を取り入れることにより、常に精査を行いつつ、①労災請求事案や未決事案の推移や現状等の管内事情について把握し、当該署において見込まれる業務量について分析・検討を行った上で、②主体的能力や実施計画等を踏まえつつ、③見込まれる業務量に対応可能な事務処理体制や役割分担等を明記した実効性のある計画を前年度末までに策定すること。

さらに、各署は、上半期が終了した時点等において、業務計画に沿った業務が実施されているか否かを必ず検証・評価し、必要に応じて局との調整の下、年度途中であっても業務計画を変更すること。

第3 迅速・適正な労災補償業務の徹底

1 労災請求事案等に対する基本的な事務処理の徹底

労災請求事案等の事務処理に当たっては、認定基準や事務処理要領、事務取扱手引等に基づき、業務上外等の判断に必要な事項について整理して調査を確実に実施するということの重要性を認識し、基本的な事務処理を徹底するため、以下の点に留意すること。

(1) 的確な事務処理の流れとけん制体制の確保

迅速・適正な労災補償業務を徹底するため、局・署においては、業務ごとに労災保険給付等の事務処理が、通達や事務処理要領等で示している本来の事務処理の流れとなっているか検証を行うこと。本来の事務処理と異なった事務処理の流れとなっている場合には、これを速やかに是正するとともに、事務処理の各段階における職員の役割分担を明確にすることにより、適切に機能するけん制体制を確立し、すべての労災担当職員が基本的な事務処理を的確に実施することができる体制を構築すること。

なお、これらの検証及び検証結果に基づく是正については、局にあっては労働基準部長及び労災補償課長が、また、署にあっては署長が四半期の終了ごとに実施すること。

(2) 個別の労災請求事案等を通じた基本的な事務処理の指導

労災請求事案等の事務処理に当たっては、局にあっては労働基準部長及び労災補償課長が、また、署にあっては署長が事案検討会や決裁等において、労災請求事案ごとに認定基準や事務処理要領、事務取扱手引等に基づく調査が確実に実施されているか、調査結果に基づく的確な判断となっているかなどについて検証した上で、処理方針等の指示、認定基準等の適正な適用や業務上外等の判断を行うことが重要である。このため、

ア 労働基準部長、労災補償課長及び署長は、長期未決事案等の事務処理に当たり、認定基準及び事務処理要領等に照らし、調査事項や医証等の資料に不足はないか不必要な調査が計画又は実施されていないかなどを確認の上、処理方針の適否について精査すること。

また、必要に応じて処理方針の変更のための具体的な指示を行うこと。

イ 署長を始めとする署管理者は、労災請求事案等の事務処理において、調査結果復命書の決裁等を通じて、上記アと同様、処理方針や業務上外等の判断の適否について精査・確認を行うことにより、基本的な事務処理を徹底すること。

また、労災補償課長及び署長を始めとする局・署管理者は、労災請求事案等の処理状況を的確に把握するとともに、不適正な入力等を防止するため、各種未処理事案リストを活用し、未決事案と決裁を行った事案との照合・確認を行うこと。

さらに、特定データ用カードの管理を徹底すること。

2 効率的かつ計画的な調査の実施

労災請求事案等を迅速・適正に処理するためには、業務上外等の判断に必要な調査事項についてあらかじめ十分に検討し、具体的な調査計画を作成した上で、当該計画に基づき確実に調査等を実施していくことが不可欠である。

また、不必要な調査や調査漏れによる再調査の実施等に労力を費やすことなく、労災保険給付等の決定が一日も早く行えるよう、以下の点に留意して効率的な調査の実施を徹底すること。

(1) 精神障害等事案や脳・心臓疾患事案、石綿関連疾患事案等の調査事項が多岐にわたる労災請求事案等については、請求書受付後速やかに署長に報告させ、署長が加わった事案検討会を遅滞なく開催し、調査計画を作成すること。

なお、上記以外で請求書受付当初においては、早期の処理が予定され、調査計画を作成していない事案についても、一定期間経過した時点で、今後とも調査等を継続する必要がある、長期未決事案となるおそれが生じた事案は、これまでの調査結果を踏まえて調査計画を作成すること。

(2) 調査計画の作成に当たっては、把握している事実関係から業務上外の判断等に必要な事項

を整理した上で、労働時間を始めとする就労実態や健康診断結果、既往歴等を把握するための資料の収集先、調査先、聴取対象者を選定するとともに、これらの実施目的・時期、順序等効率的な調査の実施に配慮した具体的な調査計画を作成すること。

- (3) 調査によって新たな事実等を把握した場合には、調査事項の追加や見直しを随時行った上で、調査を継続すること。
- (4) 局においては、労災補償課長及び監察官等による検討体制を確立し、署における調査計画の作成や見直しの内容を把握・検討し、必要に応じて署を指導すること。
- (5) 調査の実施に当たり、事前に調査又は聴取する事項を順序立てて整理しておくことは、調査又は聴取等に要する期間が短縮され、また、調査又は聴取項目の漏れを防止するものであることに留意し、労災補償課長及び署長はその徹底を指導すること。

3 長期未決事案の確実な解消

長期未決事案の解消については、平成15年度以降、請求受付後6か月を経過した未決事案を署長管理事案、1年を経過した未決事案を局管理事案として設定し、事案処理のため進行管理の徹底に取り組んできているところであり、調査に多大な事務量を要する請求事案が増加している中、長期未決事案は減少傾向にあるものの、依然として相当数存在しているところである。

このため、平成20年度においても、長期未決事案を署長管理事案及び局管理事案に分類の上、局・署管理者による的確な進行管理を図るという従来の手法を継続するとともに、以下の点に留意し、長期未決事案の解消を図ること。

(1) 長期未決事案の発生防止

長期未決事案の発生を未然に防止するため、署長を始めとする署管理者は、労災請求事案の内容に応じて作成した調査計画に基づく調査の処理状況を定期的に把握するとともに、調査計画が作成されていない労災請求事案についても、労災行政情報管理システムにて配信される各種未処理事案リストを活用した処理状況の点検を行うこと。

また、署管理者はこれらの点検結果等に基づき、事案処理のための具体的な指導を行うことによって、的確な進行管理を行うこと。

さらに、労災補償課長を始め監察官、職業病認定調査官等は、調査計画に基づく処理経過を定期的に把握し、事務処理の遅延等の問題点を把握した場合には、その要因を分析し、事案に応じた必要な指導・支援を実施すること。

(2) 長期未決事案の早期解消

ア 局管理事案の解消

労働基準部長は、局管理事案全体の処理状況と個々の事案の処理のための問題点を定期的に把握するとともに、労災補償課長に対し必要な指示を行うこと。

また、労災補償課長は、監察官及び職業病認定調査官等の担当者とともに当該事案の処理経過の点検や長期化の要因の洗い出しを行うとともに、当該問題点等を踏まえ、局の応援体制や局・署の役割分担を明確にした上で、局管理事案の早期解消に向けた具体的な支援や指示・指導を徹底すること。

イ 署長管理事案の解消

署長は、署長管理事案に対する基本的な進行管理の重要性を認識し、署長管理事案全体の処理状況を定期的に把握するとともに、解消に至っていない個々の事案について、労災担当次長、労災担当課長等との事案検討会を毎月1回以上定期的に開催し、事案の処理状況を確認する中で、問題点を把握し、処理状況に応じた調査等の実施方法及び時期等を明

らかにした具体的かつ実効性のある処理方針を指示すること。さらに、当該指示を行った以降の進ちょく状況を随時確認した上で、指示した事項の速やかな実施や調査すべき項目の追加等、必要な指示・指導を行うこと。

なお、労災補償課長は、署長管理事案についても署任せとすることなく、署長から定期的に処理経過や問題点等を報告させるなど、局・署担当者がともに処理経過や問題点等を遅滞なく把握する体制を整備すること。その上で、労災補償課長は把握した問題点等について、監察官等との検討を実施し、署長に対して当該問題点等の解消に係る必要な指示・指導を行うこと。

また、労働基準部長は、署長管理事案の解消状況のみならず、処理に係る問題点とともに署長に対する局の指導事項等を労災補償課長から確認し、署長に対して署長管理事案の早期解消に向けた必要な指示を行うこと。

4 基本的な事務処理及び進行管理上の問題点の把握と改善のための指導等

労災補償課長は、長期未決事案等の指導等を通じて、基本的な事務処理や署長を始めとする署管理者による進行管理の問題点を把握し、監察官等とともに問題点を検証の上、基本的な事務処理が確実に行われるための事務処理体制の見直しや具体的な進行管理の在り方について、労働基準部長とも連携の上、署長に対し具体的に指示・指導を行うこと。

また、長期未決事案の早期解消のための具体的な改善策については、局及び全署に対して指示・指導すること。

さらに、労働基準部長及び労災補償課長は、署長管理事案の多い署の署長を局に招致し、署長管理事案の処理・検討経過や長期化の原因についてヒアリングを実施することにより、当該事案に係る処理体制、進ちょく状況を定期的に把握するとともに、必要に応じて、進行管理体制の確立と業務処理体制や処理方針の改善について指示するとともに、その後のフォローを徹底すること。

5 業務上疾病に係る的確な認定業務の運用

(1) 石綿関連疾患事案への対応

最近の石綿関連疾患に係る労災保険給付に係る請求事案の決定状況をみると、新規請求件数が高止まりしている中、決定件数が減少傾向にあるところである。したがって、今後、事務処理が遅延することのないよう、請求が集中している署に対しては、局が支援するなど引き続き効率的な業務実施体制を確保の上、迅速処理に努めること。

また、石綿関連疾患の診断において、高度の医学的知識が必要とされる石綿肺又は胸膜プラーク等の医学的所見の有無を確認するに当たっては、専門的知識を有する地方労災医員又は地方じん肺診査医の意見を徴すること。

(2) 脳・心臓疾患事案及び精神障害等事案への対応

脳・心臓疾患事案及び精神障害等事案の業務上外の判断に当たっては、事実関係の把握を的確に行うという基本的な事務処理を確実に実施することが重要であり、以下の点に留意し、処理に万全を期すこと。

ア 脳・心臓疾患事案の業務上外の判断においては、労働時間の的確な把握が特に重要であることから、タイムカード等の労働時間に関する客観的資料はもとより、同僚労働者等の関係者からの聴取内容に基づき、適正な事実認定を行うこと。

また、近く「脳・心臓疾患の労災認定実務要領」の一部改正を行うこととしているので、

迅速・適正な事務処理に活用すること。

さらに、認定基準で示された労働時間の目安を下回る場合については、労働時間以外の負荷要因についても十分な調査・検討を行うこと。

イ 精神障害等事案については、発病時期の特定、出来事の具体的把握とその発生時期の調査を行い、判断指針に基づき心理的負荷強度の修正と出来事に伴う変化等を十分に検討すること。

また、精神障害等専門部会の医学的見解において、発病時期の特定、心理的負荷の評価等に関する記述が十分なされていない事案が見られることから、発病時期の特定、心理的負荷の評価等に関する具体的事例を別途示すことを予定しているので、これを参考として医学的見解が適切に記載されるよう精神障害等専門部会に対して依頼すること。

(3) 振動障害に係る検査項目及び検査手技

振動障害に係る検査項目及び検査手技については、平成18年3月にまとめられた「振動障害の検査指針検討会」報告書及び今後発表が予定されている日本産業衛生学会等の意見を踏まえ、見直しについて検討することとしているところである。

6 調査権限の効果的な行使

事業主等関係者が非協力的であるため実地調査等に支障が生ずる場合には、迅速・適正な労災保険給付を実施するため、労災保険法に規定する文書提出に係る命令や事業場への立入検査に係る権限をちゅうちょすることなく積極的に行使すること。

なお、調査権限に基づく①資料の提出又は出頭命令、②事業場への立入検査を実施する場合には、当該実施について文書により通知した上で行うこと。

7 労災年金関係業務の適正な処理

労災年金給付事務の処理においては、厚生年金等との併給調整について、定期報告書審査時等に「厚年情報照合リスト」を活用し、不一致事案について調査・確認を行い、適正に処理すること。さらに、局にあっては、各署の「厚年情報照合リスト」の不一致事案の解消状況を把握・確認するとともに、計画的に不一致事案が解消されるよう指導すること。

また、本省文書報告事案である基本権取消事案が依然として発生していることから、支給決定時のみならず、支給決定決議入力時や定期報告入力時における職員相互のチェック体制及び署管理者の審査・確認体制を確実なものとし、審査・確認、決裁時における適正な事務処理を徹底すること。

8 不正受給防止対策の徹底

不正受給は、労災保険制度を悪用して保険給付等をだまし取る刑法の詐欺罪等に該当するものであり、決して許されないものである。したがって、引き続き不正受給の未然防止に努めるとともに不正受給を発見した場合には厳正に対処すること。

不正受給については、以下の点に留意すること。

- (1) 労災保険における不正受給については、①虚偽の災害発生状況を記載しているもの、②就労しながら休業(補償)給付を全額受給しているもの、③同一災害について複数の監督署へ氏名を変えて請求しているもの、④架空の事業場を成立させ労災請求をしているものなどが発生しているところであり、その手口は巧妙化し、また組織化・広域化している。したがって、担当者及び各決裁者は、労災保険給付のチェックポイントを活用し、不正請求の疑いはない

かという観点にも常に留意しつつ、給付請求書の審査点検に当たって疑問点等が認められる場合には、実地調査を確実に実施すること。

- (2) 第三者からの投書や電話等による情報は、不正受給を発見する大きな手掛かりであることから、たとえ匿名の情報や具体性に欠ける部分がある情報であっても、できる限り丁寧な照合・分析を行い、不正受給の疑いがある者や事業場が特定できる場合には、実地調査を確実に実施すること。
- (3) 不正受給を発見した場合には、費用徴収の実施は当然のこととして、詐欺罪等による刑事告発を念頭において厳正に対応するとともに、捜査機関とも調整の上、積極的にマスコミ発表を行うこと。

第4 労災診療費の適正払いの一層の推進

1 労災診療費算定基準の改定に伴う的確な審査の実施等

平成20年4月に健康保険診療報酬点数表の改正に伴う、労災診療費算定基準の改定が予定されていることから、改定後は労災指定医療機関等(以下「医療機関」という。)に対し、速やかに改定内容の周知・徹底を図るとともに、改定後の労災診療費算定基準に基づく的確な審査を実施すること。

また、都道府県医師会と連携の上、医療機関に対する説明会を開催するなど労災診療費算定基準の、より一層の理解と誤請求の防止に努めること。

さらに、労災診療費算定基準の改定に引き続き、労災保険柔道整復師施術料金算定基準及び労災保険あん摩マッサージ指圧師・はり師きゅう師施術料金算定基準についても改定が予定されていることから、改定後は、柔道整復師団体等の関係団体に対し、労災診療費に準じて、改定内容の周知・徹底を図り、改定後の施術料金算定基準に基づく的確な審査を実施すること。

2 会計検査院の指摘を踏まえた重点的な審査の徹底等

平成19年度における会計検査院の会計実地検査結果に基づく労災診療費の不適正支払の指摘をみると、手術料及び入院料に係るものが依然として多く、指摘額全体の9割以上を占めている。この状況を踏まえ、以下の点に留意の上、特に誤りの多い手術料及び入院料の項目並びに高額レセプトについて重点的に審査を行うとともに、下記の第4の4「労災診療費等の不正請求に対する厳正な対応」にも留意しつつ、誤請求の多い医療機関に対する個別の実地指導を行うなど、再発防止について積極的に取り組むこと。

- (1) 手術料については、平成17年3月29日付け基労補発第0329001号「労災診療費に係る重点審査について」に基づき、①同一手術野に係るもの、②骨内異物除去術、③腱縫合術、④骨移植術、⑤特定保険医療材料関係の5項目について重点的に審査を行うこと。

また、上記以外の手術料に係る事案についても、審査に当たっては、単に手術の必要性の確認に留まらず、当該手術料を算定し得る要件がレセプト上において明らかであるか否かを確認の上、必要に応じ医療機関に照会の上、診療費審査委員会の審査委員から意見を徴するなどにより、当該手術料算定の妥当性の有無を明らかにし、適正な審査を行うこと。

- (2) 入院料については、被災労働者の傷病の状態等により算定し得る入院料が異なることから、レセプトの傷病名より入院料の算定要件である傷病の状態に該当しているか審査するとともに、レセプトの情報のみでは算定要件を満たしているか確認できない場合には、医療機関に対し的確に照会すること。その上で必要に応じ診療費審査委員会に諮り、医学的観点からの意見を徴し、適正な審査を行うこと。

- (3) 入院料室料加算については、特別の療養環境の提供に関する基準の具備及び各病室ごとの入院室料の確認が重要であることから、医療機関に対する説明会等を活用し、医療機関施設等概要書に記載した重要事項等を変更した場合には、医療機関に対して労災保険指定医療機関療養担当規程に基づく変更事項の届出を徹底し、入院室料加算に係る審査が的確に行われるようにすること。

3 労災診療費審査点検事務補助の適正な実施等

労災診療費審査体制等充実強化対策事業の受託業者(以下「受託業者」という。)による労災診療費審査点検事務の補助(以下「審査点検事務補助」という。)については、平成20年4月から本格的に実施することとしているので、審査点検事務補助が的確に行われるよう受託業者との連携に万全を期すること。

また、局・署の職員に対しては、労災診療費に関する研修の実施や労働局における労災診療費審査等の場を活用して事例学習をするなど、計画的に労災診療費に関する知識の付与に努め、適正な労災診療費審査業務の推進を図ること。

4 労災診療費等の不正請求に対する厳正な対応

健康保険の診療報酬について多額の不正請求が認められるなど、労災保険においても診療費の不正請求が疑われる場合、また、第三者から労災診療費の不正請求の疑いに関する情報提供を受けた場合には、当該医療機関に対しては、必ず実地調査等を実施するとともに、必要に応じて当該医療機関に通院している被災労働者からの聴取調査等を実施すること。調査を行った結果、労災診療費の不正請求の事実を確認した場合には、原則として当該医療機関の労災指定の取消しを行うとともに、当該不正請求に係る労災診療費の回収の徹底を図るなど厳正に対応すること。

労災指定医療機関の労災指定の取消等の実施に当たっては、社会保険事務局(平成20年10月1日以降は「地方厚生局」と連携を図ること。

なお、健康保険の診療報酬について多額の不正請求が認められた事案を把握した場合は、労災診療費の不正請求の可能性について、本省に報告すること。

第5 通勤災害保護制度及び二次健康診断等給付の見直し等

1 通勤災害保護制度の見直し

高齢化の進展とともに、家族の介護が労働者の生活に深く関わってきていることなどを踏まえ、逸脱又は中断の間を除き、通勤災害保護制度の対象とする日常生活上必要な行為として、要介護状態にある家族の介護を加える省令改正を行うこととしている(平成20年4月1日施行)ので、当該改正について、事業主及び労働者に周知を行うこと。

2 二次健康診断等給付に係る検査項目の見直しと健康診断実施機関等に対する周知依頼

二次健康診断等給付の対象者条件等については、腹囲を追加するなどの労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)に基づく定期健康診断等の検査項目の見直しに伴い、所要の省令改正を行うこととしている(平成20年4月1日施行)。

二次健康診断等給付については、その請求件数からみる限り十分活用されているとはいえない状況にあることから、当該改正時期を踏まえ、都道府県医師会の労災保険部会の医師のみならず、産業保健部会の医師の協力の下、医療機関、健康診断実施機関及び産業保健推進セン

ター・地域産業保健センターに対し、当該給付に係る周知を行うよう依頼すること。併せて事業主及び当該給付の対象となる労働者に対して周知を行うこと。

第6 労災かくしの排除に係る対策の一層の対策

労災かくし対策については、これまで行ってきたポスター等による周知・啓発に加え、別途指示するところにより、社会保険事務局との連携等の方策を含め、対策の一層の推進を図ること。

また、労災保険給付に係る審査又は調査において、労災かくしが疑われる場合には、速やかに労災担当部門から監督・安全衛生担当部門(以下「関係部門」という。)に情報を提供するなど、引き続き関係部門との連携を図ること。

なお、新規の休業補償給付支給請求書の受付に際し、労働者死傷病報告の提出年月日の記載がない場合には、関係部門に必ず情報を提供すること。

第7 社会復帰促進等事業の的確な実施の推進

1 義肢等補装具支給要綱の改正と義肢等補装具の迅速・適正な支給

(1) 支給要綱の改正

平成19年12月に取りまとめられた「義肢等補装具専門家会議報告書」を踏まえ、平成20年度において義肢等補装具支給要綱(以下「支給要綱」という。)を改正し、義肢等補装具の支給種目の追加及び支給対象者の範囲の拡大を予定している。

また、「義肢等支給・修理申請書」の提出先について、監督署を経由せず労働局への提出へと変更する予定であることから、別途指示するところにより、本省から送付するパンフレット等により義肢等補装具の製作者(以下「製作者」という。)などに対する周知を図るとともに、改正後の支給要綱に基づき、適正な支給及び修理の承認を行うこと。

(2) 義肢等補装具の迅速・適正な支給

義肢等補装具の支給及び修理については、以下の点に留意の上、改正後の支給要綱に基づく迅速・適正な事務処理を実施すること。

ア 義肢等補装具の支給の可否を判断するに当たっては、障害(補償)給付支給請求に係る調査結果復命書又は医師の意見により、申請者の障害が支給要綱に定める障害の状態に該当するか否かの確認を徹底すること。

イ 被災労働者の障害の状態等を勘案して、基準外支給を行う必要性が認められる場合には、本省へのりん伺を徹底すること。

ウ 製作者に対し義肢等補装具の発注をした後、定められた納入期限を経過した場合には、速やかに製作者に照会するなどの対応の徹底を図ること。

2 アフターケアに係る健康管理手帳の適正な交付及び管理等

(1) 健康管理手帳の交付及び更新等

健康管理手帳の交付及び更新については、アフターケア実施要領に基づき、適正な事務処理を実施すること。

ア 障害等級が未だ決定されていない事案やアフターケア実施要領に定める医学的に特に必要がある事案については、医師の意見を徴するなどにより、障害等級の見込みや医学的必要性を確認した上で、健康管理手帳の交付の可否を判断すること。

イ 健康管理手帳の更新に当たっては、健康管理手帳の対象傷病について、平成19年4月23日付け基発第0423002号「社会復帰等促進事業としてのアフターケア実施要領の制定につ

いて」により見直しを行ったことから、健康管理手帳に記載されている傷病名を点検し、当該傷病名と健康管理手帳の対象疾病が合致しているか否かを確認の上、必要に応じ変更後の対象疾病に応じた更新等の手続を行うこと。

なお、頭頸部外傷症候群等に係るアフターケアについては、健康管理手帳の更新を行うことはできないことに留意すること。

ウ 健康管理手帳の更新等に際しては、更新前の健康管理手帳の確実な返納及びシステムへの返納に関する入力を的確に行うこと。

(2) 「健康管理手帳更新・再交付申請書」の提出先の変更

「健康管理手帳更新・再交付申請書」の提出先については、平成20年度において、アフターケア実施要領を改正し、監督署を経由せず労働局への提出へと変更する予定であるので、別途指示するところにより、健康管理手帳交付者(更新可能な者に限る。)に対する周知を的確に行うこと。

第8 行政争訟に当たっての的確な対応

1 審査請求事案の迅速・適正な処理

最近の審査請求の傾向をみると、社会的関心が高い精神障害等事案を中心に審査請求件数は全体的に増加している。

審査請求事務を行うに当たって、労災保険審査官(以下「審査官」という。)は、原処分庁の調査・判断を追認するのではなく、原処分庁における事実関係に関する調査事項と内容を精査し、原処分が妥当であったか否か、また、審査請求人の主張する内容を踏まえて争点整理をした上で、原処分庁における事実関係の把握が不十分である場合には、職権により補充調査を行い、さらに医学的判断を要する事案については、必要に応じ補充調査を行った上、改めて地方労災医員又は医学専門家の意見を求める等、適正な判断を行うことが必要である。

このため、審査事務に当たっては、以下の点に留意し、迅速・適正な処理の徹底を図ること。

(1) 原処分の判断に係る妥当性の検証

審査請求が行われた事案については、速やかに争点整理を行うため、原処分庁からの提出資料を精査し、調査不足の事項の有無や認定基準等の適用誤りなど業務上外等の判断に係る妥当性について検証することが重要である。

このため、審査官による検証のみならず、労災補償課長は速やかに原処分庁による事実関係の把握と判断理由について精査し、検証するため、監察官等とともに、問題点の有無等について具体的な検証を必ず行うこと。

なお、脳・心臓疾患事案、精神障害等事案、石綿関連疾患事案を始め調査事項が多い事案の検証については、必要な資料が整っているか、また、調査不足の事項はないか等について特に留意して実施すること。

労災補償課長は、検証の結果、問題点が認められた場合には、補充調査の実施等適正な審理に資する観点から審査官に対し必要な助言を行うとともに、再発防止対策について、原処分庁のみならず、全署に対して直ちに指導すること。さらに、署課長会議等各種会議においても再発防止のための指示を徹底すること。

(2) 適切な進行管理等

労災補償課長は、毎月、「審査請求処理計画・処理経過簿」により、審査請求事案ごとに、処理のために必要な事項及び補充調査の進捗よく状況を確認し、事務処理に支障が生じている事項がある場合には、必要に応じ再度監察官等とともに検討を行った上で、迅速かつ的確

な審査が行われるよう審査官に対する助言を行う等進行管理を徹底すること。

(3) 労働保険審査会への資料提出に係る適切な事務処理

再審査請求に係る労働保険審査会への資料提出の事務処理に当たっては、審査官に対応を一任するのではなく、労災補償課長を始めとする管理体制の下、適正に実施すること。

2 行政事件訴訟の的確な追行

最近の労災行政事件訴訟の動向をみると、脳・心臓疾患事件及び精神障害等事件において、国敗訴の判決が少なくない状況にある。特に精神障害等事件は、上司の「いじめ」という社会的にも関心の高い内容を含む国敗訴判決が出されるなど、大変厳しい状況となっている。

これらの敗訴判決を分析すると、原処分庁が行った認定基準又は判断指針に基づく判断の前提となる具体的な労働時間や出来事の把握及びその評価が不足していたことや訴訟追行過程において提出された新たな事実により、裁判官が原処分庁とは異なる観点から評価したことなどがその要因として挙げられる。

このため、訴訟追行に当たっては、本省労災保険審理室との緊密な連携の下、以下の点に十分留意し、的確な処理を図ること。

(1) 提訴時における的確な対応

提訴時において、原処分庁等国側が収集した関係証拠及び調査内容を再度精査し、不足している事実の補充調査を行った上で、当該事件の検証を行うこと。

また、提訴段階から労災法務専門員及び労災医員に対して、事件の内容・問題点等について説明・相談を行い、的確な訴訟追行に当たって助言を得ること。

(2) 脳・心臓疾患事件及び精神障害等事件への対応

脳・心臓疾患及び精神障害等の発症が業務外の要因によるところが大きいことについて裁判官の理解を得るためには、原処分庁等で収集した事実、提訴後新たに把握した事実に基づき、業務が過重でなかったことを主張・立証することが極めて重要である。

また、精神障害等事件において、原処分庁等で収集した事実、提訴後新たに把握した事実により業務以外の要因が認められる場合には、業務以外の出来事による心理的負荷の強度、個体側要因(素因)としての脆弱性を具体的な証拠をもつて的確に主張・立証すること。

なお、業務が過重でなかったことを主張する際には、書証等により労働時間・労働密度等の業務内容を図や表を用い視覚的に訴えるなど具体的に分かりやすい説明となるよう工夫を凝らすこと。

(3) 医師の確保及び分かりやすい医学意見書の作成

日ごろから、労災病院や都道府県医師会との連携を密にし、医学意見書の作成を依頼する医師の確保に精力的に取り組むとともに、医師に対して医学意見書の作成を依頼するに当たっては、裁判官の理解を得るため、できる限り分かりやすい記述となるよう依頼すること。

(4) 法務局等との連携等

提訴段階から、法務局部付検事及び選任弁護士との連携を密にし、問題意識の共有を図ること。特に、提訴段階の協議に際しては、原処分庁の調査内容及び評価、並びに行政庁の判断基準が依拠する専門検討会報告等の医学的知見の内容について、十分な理解が得られるよう説明を行うこと。

第9 長期療養者に係る適正給付対策の推進

1 一般傷病に係る適正給付対策の計画的・組織的な推進

(1) 適正給付対策に係る実施要領の作成と計画の策定

振動障害以外の傷病(以下「一般傷病」という。)に係る適正給付対策については、昭和59年8月3日付け基発第391号「適正給付管理の実施について」(以下「現行通達」という。)に基づき実施しているところであるが、必ずしも症状調査が適切な時期に行われていないこともあり、一般傷病による1年以上の長期療養者数は漸増傾向にある。

そこで、本対策を効率的かつ計画的に推進するため、今後現行通達の改廃を行う予定としているところであるが、各局においては、局管内の実情等を踏まえ、計画的・優先的に症状調査を行う対象者を選定した上、局計画を策定し、本対策を推進すること。

なお、1年以上の長期療養者(振動障害、じん肺を除く)の約6割は、骨折又は関節の障害による長期療養者であり、長期療養者のうち、療養開始後3年以上と特に長期化している者については、局の計画の策定に当たり、必ず計画的・優先的な症状調査の対象者とするとともに、署の計画が局の計画に沿ったものとなるよう、署の計画の策定に当たっては、局が必要な調整を行うこと。

また、本対策の円滑な推進を図るため、平成20年度から骨折、関節の障害による長期療養者に係る療養経過の分析等を受託業者に行わせる予定であることから、別途指示するところにより、その活用を図ること。

(2) 計画の推進に係る進行管理の徹底

署においては、署長が計画に基づき調査等が適正に実施されているか定期的にその進捗よく状況等を把握、確認し、必要な指示・指導を的確に実施するなど進行管理を徹底すること。

また、局においては、労災補償課長を始め監察官・労災医療監察官等は、各署の計画の進捗よく状況を定期的に確認し、計画の推進に障害となっている事項がないか等を点検・把握し、計画の推進に当たっての問題点が認められた場合には、署に対してその解消策を具体的に指示・指導するとともに、署段階で解決困難な事案については局が担当すること。

2 振動障害に係る適正給付対策の推進

振動障害に係る適正給付対策については、昭和62年度以降7次にわたる3ヵ年計画により推進してきたところであり、当該疾病による1年以上の長期療養者数は減少傾向にあるが、今後においても本対策を着実に推進していくことが必要である。したがって、各局においては、別途指示するところにより、平成20年度を初年度とする第8次3ヵ年計画を策定し、計画的に本対策を実施すること。

なお、管外居住者については、事前に所轄局は居住地を管轄する局に対し、本対策の取組状況等の情報提供を依頼し、十分な情報を得た上で本対策を推進することとし、署に対して必要な指導を行うこと。

第10 地方監察の的確な実施

労災補償業務を円滑に推進するためには、地方監察において各署の管内状況等を踏まえた現状と問題点を的確に把握し、その結果に基づき、的確な対策を講ずることが最も重要である。

このため、地方監察計画については、関係各部課室長が中心となることはもとより、労働基準部長、適用徴収担当部長を交え、行政運営方針、中央・地方監察結果、業務指導等を含め日常業務で把握している現状と問題点を踏まえて検討した上で、局長の指示を受けて策定すること。

さらに、計画、その実行、実績の分析・検証及び改善の4段階を順次行っていく「PDCAサイクル」による手法を取り入れて実地・机上・通信の各監察における実施時期・監察項目・監察体制

について見直しを行った上で、効率的・効果的な監察となるよう取り組むこと。

地方監察の結果については、監察実施後速やかに局長まで口頭復命するとともに、是正・改善を必要とする事項については、時機を逸することのないよう速やかに関係部課室及び局長の決裁を受け、報告期限を定めて文書により指摘すること。

なお、是正・改善に必要な指導については、監察官のみならず、関係各部課室長との検討を実施した上で、抽象的な表現を避け、指示事項に係る事実を具体的に明示して行うとともに、署長を中心とした問題点の分析・検討、確実な是正・改善について確認し、改善状況が十分でない場合には署長に再度指示すること。

また、監察結果については、年度内にとりまとめ、局長の決裁を経て報告書を作成し、職員に周知し適正な事務処理の確保に努めるとともに、次年度の地方監察計画、実施計画、業務計画に反映させること。

中央監察結果報告書においては、管内行政課題の把握状況及び業務実施計画の策定状況、労災保険給付事務の迅速・適正処理状況、監察官制度の運用状況について重点的に監察し、改善すべき問題を例示した上で、局・署が実施すべき対応策を記載していることから、局・署の事務処理を当該報告書の内容と照らし合わせて、自局の問題点を把握し、分析・検討の上、各種会議・研修等の機会を通じて局署管理者のみならず、すべての労災担当職員に周知・徹底し、活用すること。

さらに、監察官は、監察・業務指導を通じて把握した各署の状況と課題について、局長を始めとする局管理者と認識を共有し、地方監察時以外においても、署長等署管理者に対して、長期未決事案の早期解消と発生の防止、労災補償業務の円滑な事務処理の確保、事務処理能力の向上のための基本的な事務処理の徹底に関する指導を実効ある具体的な形で積極的に行うこと。

第11 その他

1 労災年金受給者に対する援護事業との連携

労災年金受給者等に対しては、訪問・巡回を主体とした介護・健康管理等の指導業務に重点を置いた労災ケアサポート事業を委託事業として実施していることから、労災年金受給者等に対する年金制度はもとより、上記第6の義肢等補装具及びアフターケアに係る改正事項を含む社会復帰促進対策等の効果的な周知と適正な実施のため、委託事業を活用するとともに、委託事業が円滑かつ効果的に実施されるよう支援と連携に努めること。

また、重度被災労働者に対しては、労災年金支給決定時に労災特別介護施設について説明するとともに、入居希望者の情報を労災特別介護施設又は労災ケアサポート事業受託者へ提供するなど、引き続き当該施設への入居促進を支援すること。

2 第三者行為災害に係る求償債権の的確な回収

第三者行為災害に係る求償債権については、収納未済額が漸増している状況にある。

このため、求償債権の回収に当たっては、労災補償課長を始めとする組織的な検討体制により、臨戸徴収を含めた的確な債権回収計画を策定の上、効率的かつ計画的に実施すること。

なお、求償債権の回収が困難な事案については、求償債権の回収業務委託制度を積極的に活用し、的確な回収を図ること。

3 懇切・丁寧な窓口対応の徹底

被災労働者、遺族を始め関係者に対して、懇切・丁寧な対応を行うことは、労災補償業務の

基本姿勢である。

このため、以下の事項に留意すること。

(1) 相談及び聴取調査等における対応

労災請求に係る相談や聴取調査等においては、常に被災労働者等の置かれた立場に配慮した懇切・丁寧な対応に努めること。説明の際には、専門用語を多用することは極力避け、可能な限り平易な言葉に置き換えるなど、具体的かつ分かりやすい説明を行うこと。

なお、来署した請求人に説明を行う場合には、パンフレット、リーフレット等を用意すること。

また、聴取調査等の実施に当たっては、当該調査の趣旨を事前に整理した上で、聴取等対象者に対して明瞭に説明すること。

(2) 不支給決定時等における対応

不支給決定等及び治ゆ(症状固定)の決定を行った事案については、当該処分等の理由及びその根拠となる法令、認定基準等について、できる限り分かりやすく具体的かつ丁寧な説明に留意すること。

4 研修の充実等職員の資質向上

(1) 職員研修の効果的な実施

極めて厳しい定員事情の下、労災補償業務を迅速・適正に運営していくためには、職員一人一人が能力を最大限に発揮し、効果的かつ効率的な業務を推進していく必要がある。そのため、局管理者は個々の職員の実践的な判断や事務処理能力を向上させるための研修を以下の点に留意しつつ計画的に実施すること。

ア 新任の署長、次長及び労災担当課長に対しては、必ず研修を実施し、労災補償行政の現状と課題、業務上疾病等に係る認定基準等の考え方とともに、迅速・適正な労災請求等事案の処理のための具体的な進行管理の方法等について説明すること。

労災請求等事案の迅速・適正な処理を実施していく上で、署長の進行管理が極めて重要である。

このため、特に、署長に対しては、進行管理の徹底に留意した研修を実施すること。

イ 職員の業務経験・修得度等を的確に把握するほか、監察や業務指導を通じて認められる事務処理上の問題点(聴取書の内容が不十分である、調査結果復命書の作成に長期間を要しているなど)の分析や研修課題のアンケート調査などにより必要な研修課題を的確に選定すること。

ウ 研修の講師については、研修課題に応じて、労災医員等、労災法務専門員、本省職員のみならず、外部の専門家も積極的に活用すること。

(2) 業間研修の促進

業間研修(OJT)は、業務経験の少ない職員の資質の向上にとって非常に重要である。

このため、局・署管理者は、実施計画等にも明記した上で、当該職員に対して実地調査への同行や聴取時の補助等をさせることが重要であるが、その際には、事前に当該事案処理のための認定基準や必要な通達、文献等を示し、確認する事項について、その目的を説明するほか、主治医又は局医等への意見書依頼や面談等に際しても、同様に十分な準備を行った上で、実践的経験を積ませること。

5 個人情報の厳正な管理

行政機関が取り扱う個人情報については、個人情報保護法に基づき厳正な管理が求められているにもかかわらず、個人情報に記載された文書を誤って送付する等の個人情報の漏えいが跡を絶たない状況にある。このような状況が今後とも繰り返されることとなれば、ずさんな情報管理との批判を招き、労災補償行政に対する信頼そのものが損なわれることとなる。

このため、労災補償業務にあつては、日常取り扱っている膨大な書類等の大部分が被災労働者等に関する個人情報であることを常に意識し、厳格な保持・管理を徹底すること。

特に、個人情報に係る文書の誤送付を防止するため、送付先のあて名と送付すべき文書が一致しているか否か、また封入に際して必要のない書類等が混入していないか等についての照合・確認を必ず行うこと。

6 石綿救済法に基づく特別遺族給付金等の周知の徹底

石綿救済法に基づく特別遺族給付金の請求期限は、平成21年3月27日までの残り1年となることから、年度を通じて当該給付金の請求について広く周知・広報を実施する必要がある。

このため、石綿救済法とともに労災保険制度による石綿関連疾患に係る請求等に関する周知・広報活動を積極的に展開することとしているので、平成20年1月31日付け基労補発第0131001号「石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく特別遺族給付金等の周知・広報について」により、局・署においても、ポスター、リーフレット等を活用し、地方公共団体、産業保健推進センター・地域産業保健センター、関係団体等への効果的な周知の徹底に努めるとともに、局・署が主催する各種説明会や集団指導等の場も活用した周知・広報を実施すること。